

平成 29 年度山形県元気な農業経営による所得 1.3 倍プロジェクト事業費 補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 知事は、地域農業を牽引する競争力の高い経営体の育成及び小規模稲作農家の経営発展を支援することにより、農業所得の高い「農業県やまがた」の実現を図るため、山形県元気な農業経営による所得1.3倍プロジェクト事業実施要綱（平成29年3月31日付け農政第1441号。以下「要綱」という。）に基づき、要綱第3の事業実施主体が行う事業について市町村が補助金を交付する場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該市町村に対し補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第 2 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業目標の実現に直接的に必要な事業であって、実施要綱第5の4により知事の承認を受けた事業実施計画に基づくものに要する経費（土地の取得及び賃借に係る経費、人件費及び原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費を除く。）とする。

2 補助金の額は、別表に掲げる額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請書)

第 3 条 規則第5条の規定による補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）

2 市町村の長は、前項の補助金の交付の申請をする場合において、各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の額と当該額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(条件)

第 4 条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止若しくは廃止又は新たな事業の実施
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増減
- (4) 事業を実施する地の変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について知事の承認を受けようとするときは、補助事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

らない。

- 3 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、補助事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
- 5 規則第7条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後も、財産管理台帳（別記様式第6号）を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
 - (2) 規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間（補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則第22条及び第8条第1項の規定により処分が制限されているものに係るものについては、当該制限を受ける期間）保管しなければならない。
 - (3) 事業実施主体は、この補助金に係る補助の交付と対象経費を重複して、国又は県の他の補助を受けてはならない。
 - (4) 市町村の長が事業実施主体に補助金を交付するときは、規則及びこの要綱に定める条件、その他知事が補助金の交付の決定に際して付した条件と同様の条件を付さなければならない。

（状況報告書）

- 第5条 規則第12条の規定による補助事業状況報告書は、知事が別に定める日の状況を記載した事業実施状況調書（別記様式第7号）を添付して翌月の15日までに提出しなければならない。ただし、当該期日までに補助事業が完了したものについては、補助事業実績報告書の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 市町村の長は、前項の補助事業状況報告書の提出に当たっては、各事業実施主体の現地確認を行うものとする。

（実績報告書）

- 第6条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は平成30年4月13日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
 - (2) 収支精算書（別記様式第2号）
 - (3) 事業実施に伴う証拠書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し及び事業実施状況写真
- 2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村の長は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3条第2項ただし書に該当した各事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。
 - 3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村の長は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係

る消費税等相当額が確定した場合には、その額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その減じた額を上回る部分の額）を別記様式第8号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還するものとする。

- 4 市町村の長は、第1項の実績報告書の提出に当たっては、各事業実施主体の現地確認を行うものとする。

（支払い）

第7条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

- 2 補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（別記様式第9号）に概算払を必要とする理由書及び資金計画書を添付して、知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第8条 規則第22条に規定する知事が指定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

- 2 規則第22条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記様式第10号）に理由書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を県に納付させることができるものとする。
- 4 規則第22条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

（書類の提出）

第9条 この補助金に関し、市町村の長が知事に提出する書類は、所轄の総合支庁産業経済部農業振興課に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

事業種目及び事業実施主体区分		補助対象経費 上限額	補助金の額
トプランナー 育成支援事業	家族経営体（一戸一 法人を含む。）	1,500万円	補助事業に要する経費と補助 対象経費上限額のいずれか低 い額の3分の1に相当する額 以内の額
	組織経営体 （新たに組織経営体 を設立する家族経営 体を含む。）	2,500万円	
スーパートプランナー育成支援事業		5,000万円	
小規模稲作農家支援事業		500万円	補助事業に要する経費と補助 対象経費上限額のいずれか低 い額の2分の1に相当する額 以内の額